

国産木材流通促進対策事業のQ & A

【対象となる木材について】

Q. 日本国外から輸入した木材は対象になりますか。

A. 海外から輸入した木材は対象外となります。

Q. 集成材は対象になりますか。

A. 集成材や合板等の木材製品は、国産木材の使用割合が5割以上の場合対象になります。

Q. 市場から仕入れた材は対象になりますか。

A. 市場から仕入れた材も原則対象となります。ただし、市場が東京木材問屋協同組合の組合員である場合を除きます。

Q. 流通の過程で東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県以外で加工した木材は対象になりますか。

A. 流通の過程において上記4都県以外で加工した木材についても、その後上記4都県の保管先又は卸先に輸送した木材であれば対象となります。

【提出書類について】

Q. 提出書類を教えてください。

A. 「東京木材問屋協同組合国産木材流通促進対策事業申請要領」に様式を定めています。ただし、木材取扱量の集計表は様式を東京木材問屋協同組合のホームページ (<https://www.mokuzai-tonya.jp/>) にアップしております。この集計表とほぼ同じ様式の集計表を事業者様が使用しているシステム等により作成可能な場合は、事前に東京木材問屋協同組合の確認を得た上で、当該事業者様作成様式にて提出していただくことも可能です。

【補助期間について】

Q. 補助期間の考え方を教えてください。

A. 東京木材問屋協同組合からの交付決定の次の日から起算して令和5年12月29日までとなります。このため、交付決定が令和5年6月12日の場合、補助期間は200日間、交付決定が令和5年10月10日の場合、補助期間は80日間となります。

【過去の実績について】

- Q. 過去の1年間分の帳票類の集計事務の軽減の観点から、1都3県以外への保管等を含んだ実績として提出することは可能でしょうか。
- A. 過去の実績は、原則「東京木材問屋協同組合同産木材流通促進対策事業申請要領」の4(2)⑥又は4(3)⑥のとおり算出します。一方で、過去の実績から除外可能な木材であることを証明する帳票類が無い木材は、当該木材を申請要領4(2)⑥又は4(3)⑥の過去の実績に含むこととします。この場合、以下1及び2を記載した申請書別紙(任意様式)を提出してください。
- 1 申請者が提出する過去の実績に、申請要領4(2)⑥又は4(3)⑥の条件以外の木材が含まれる旨と当該木材を過去の実績に含む理由
 - 2 申請者が提出した過去の実績にて補助対象の材積を算出することに異議を申し立てないこと。